

第11章 自治省創設への政治過程

黒澤 良

はじめに

一八七三（明治六）年一月一〇日に創設された内務省は、日本が連合軍の占領統治下にあった一九四七（昭和二二）年一月三十一日をもって廃止され、七四年にわたる歴史を閉じた。以後、一九六〇（昭和三五）年七月一日に自治省が設置されるまでの十数年間は、地方行政を所管する中央官庁の機能を強化するか否か、また強化するとして、多岐に分かれた旧内務省系の諸官庁、建設省と厚生省、労働省、警察庁のいずれを地方自治関係の部局と接合すべきか、その所掌事務の範囲が議論された期間であった。

だが、一〇年あまりに及ぶ議論を経てようやく発足した自治省は、旧内務省地方局の所管行政のみを統合した、かつての内務省とは比ぶべくもない規模の官庁に決着している。内務省解体後の逆境の時代に総理庁官房自治課長や地方自治庁次長、初代自治事務次官を歴任した鈴木俊一は「自治省は、純然たる自治の行なわれる基盤、地域の自治的な行政を所管する省となる」と表現し、鈴木の後を継いで自治事務次官となった小林与三次は「内務省は、即自治省ではない。自治省は、内務省のうちの地方自治、地方行政を扱っていた地方局の流れが恰好ついただけで

ある⁽²⁾と評価する。戦後当初に自治事務次官を経験した二人は、ともに内務省から自治省へとという変遷のプロセスを、かつて地方行政に加えて警察、土木、保健衛生、社会・労働行政など国内行政の広範囲な分野を所管し「内政における総務省」を自負した内務省が、地方行政のみを専管する中央官庁として「地方局の流れ」のみを継承した自治省へと所掌事務を縮小させる過程と捉えている。自治省の創設は、しかし、内務省と対比すれば縮小であるが、地方行政を所管した旧地方局と対比すれば、一つの局が、四つの局（行政局・選挙局・財政局・税務局）に加えて、一つの外局（消防庁）からなる一省へと拡大する過程と評価することも可能である。

自治省創設については、自治官僚による回想や小論類⁽³⁾のほかに、創設にいたる過程の検証を直接のテーマとした本格的な研究は存在していない。地方自治史という題名を冠した本のなかには、国と地方自治体とを重視する立場から、両者を介在する役割を果たした自治省の創設にまったく言及していない文献すらある。また、自治省創設への言及があっても、その多くは逆コース（講和独立後に、保守政権によって進められた戦後改革の見直しを「反動的」と批判する議論）の一環との評価を与えるにとどまっている。自治省の果たすべき機能がどのような議論を経て形成されたのかという、機構の創設過程についてはあまり関心が寄せられていない。その反面、発足後の自治省が果たした役割については、行政学の立場から明確な位置づけがなされている。西尾勝は、自治省がブローカー（調整者・媒介者）として利害調整に徹し、中央官庁の間にあって自治体の支持を背景に専門省庁や大蔵省と折衝し、また地方との間では自治体との折衝を担う存在と位置づける。金井利之は、「政策官庁」や「事業官庁」対して、自治省を「自治制度官庁」、自治の実践に関わる制度基盤の運用を所管する官庁と規定する⁽⁴⁾。上述のような研究状況をふまえて、本章では、占領軍によって廃止を運命づけられた内務省地方局系の後継官庁（総理庁官房自治課・地方財政委員会、地方自治庁、自治庁）が、内政省構想を経て、自治省創設へと収束するにいたった政治過程を、とくに国会審議に注目することで明らかにしたい。⁽⁶⁾